

2022年5月26日

国民民主党 御中

きょうされん 理事長 齋藤 なを子
〈公印略〉

障害福祉についての法制度拡充を求める要望

新型コロナウイルス感染拡大の中、障害のある人や高齢者など、社会的に困難を抱えている人のいのちが危機に晒されました。それは国が医療・保健体制十分に整えてこなかったことが背景にあると考えます。

これまでに増して、国民のいのちを守るために実効性のある対応が求められます。

また秋の臨時国会で障害者総合支援法の見直しが行なわれますが、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言に基づき、他のものとの平等の権利の実現をめざすものとなることを期待します。

障害のある人の「いのちの尊さ」と「人としての尊厳」が守られる社会を切に願い、下記の項目について要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症終息までの間、障害のある人と関係者への継続的な検査といのちを守る医療・保健を確保するとともに、事業所における継続かつ安定した支援体制の維持をはじめとする障害者福祉制度への十分な対策や利用者の仕事の減少による工賃減額の補填を国が責任をもって実施してください。
2. 障害者総合支援法を以下のように改正してください。
 - (1) 感染症の流行や災害などの場合でも安定した運営ができるよう、報酬の日額払いを改めてください。
 - (2) 障害のある人が65歳になっても、必要な支援を自ら選んで、費用負担なく利用できるようにしてください。
 - (3) 本人ならびに配偶者、親（障害児の場合）の所得にかかわらず、福祉制度の利用料負担をなくしてください。
 - (4) 障害のある人が地域の中で自らの暮らしを選び、安心して生活できるようグループホームなどの制度を充実してください。
 - (5) 地域活動支援センターが安定して運営できるよう、国の責任で制度を拡充してください。
3. 障害のある人が安心して支援を受けられるよう、福祉・介護等の深刻な人手不足を根本的に解消し、福祉に携わる人が働き続けられる報酬としてください。
4. 優生保護法による強制不妊手術などの被害を受け、心身ともに生涯にわたる傷を負った人たちの尊厳を回復するために、「一時金支給法」(※)は、国の謝罪を明記し、配偶者も対象にするなど、抜本的に改正してください。

※「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
5. 物価高騰による障害のある人の生活や事業所運営への影響調査を早急に行ない、しかるべき対策を講じてください。

以上